

地域防災計画 パブリックコメント等を受けての変更箇所

1. 追記・修正

追記・修正場所	追記内容
第1部 第2節 防災ビジョン	離島の特性を踏まえた内容を追記（資料3-1）
第3部 第1章 第7節 避難及び避難所計画	避難勧告等により居住者等に求める行動へ、発令時の状況・発令基準を追記（資料3-2）
第3部 第2章 第4節 水防活動計画	重要水防箇所、雨量、水位の観測施設、水防警報計画を修正（資料3-3）

2. 標記、数値の変更

変更場所	変更前	変更後	変更理由
目次 第3部	第4章 津波災害応急対策計	第4章 津波災害応急対策計画	標記誤りによる訂正
P14 1- (3)	金北山荘	金北山層	標記誤りによる訂正
P14 1- (3)	第三系の	第三紀の	標記誤りによる訂正
P22 2-No.4	両津市大火	両津市福浦大火	訂正
P83 (5) -イ- (ア)	民生委員、 <u>介護保険事業者、福祉関係者</u>	民生委員・ <u>児童委員及び介護保険事業者等の福祉関係者</u>	民生委員・児童委員が福祉関係者として位置づけが明確となるよう変更
P108 5- (1) 地すべり 国交省所管 法定指定箇所数	29	44	最新の数値へ更新

P108 5- (1) 地すべり 国交省所管 施設の整備状況	21	24	最新の数値へ更新
P109 5- (2) 崖崩れ 国交省所管 法定指定箇所数	85	467	最新の数値へ更新
P109 5- (3) 土石流 国交省所管 法定指定箇所数	225	289	最新の数値へ更新
P178 災害対策本部等の組織編成 病院部	班長：両津病院管理部長	班長：相川病院管理部長	訂正
P418 (2) -7- (イ)	災害時要援護者	要配慮者	訂正
P473 表 機関名	放射能対策課	原子力安全対策課	訂正

3. 用語の統一

変更場所	統一前標記	統一標記
P81、P83、P131、P261 P348、P583	民生委員	民生委員・児童委員
P92、P101、P148、P150 P152、P156、P157、P158 P418、P435	民生・児童委員	
P261	地区民生委員	
P27、P84、P86、P123 P132、P161	<u>3日分の食料・飲料水</u>	3日分、出来れば1週間分程度の食料・飲料水
P86、P161	<u>3日分、出来れば1週間分程度の分量等</u>	

3 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は離島であり、防災上不利な地理的な条件があるほか、年間 50 万人程度の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有することを踏まえて防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は市民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、市民を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

(1) 本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には**港湾等**の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア 近隣市町村間の応援体制の構築

イ 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保。

ウ **港湾の耐震強化岸壁の整備。**

エ 自衛隊によるヘリコプター輸送体制の確保。

オ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保。

カ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援。

キ 避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備。

(2) 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航路が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設との関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、**出来るだけ**高い場所へ、津波到達時間内に避難ができるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

4 避難の準備情報、勧告及び指示の発令基準

	発令時の状況	発令基準	市民に求める行動
避難準備・高齢者避難開始	要配慮者の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き雨量が予想される場合。 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合。 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ②水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達する見込み」で、今後も引き続き雨量が予想される場合。 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合。 水位観測所の水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ②水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 異常な漏水・浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所の立ち退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（注1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注2）を行う。

<p>避難指示 (緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報における予想雨量が「土砂災害警戒情報の基準」に到達し、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。 ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ・その他、特に市長が緊急の避難が必要と認めた場合。 ・津波注意報（海岸堤防等より海側の地域が対象）、津波警報、大津波警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（注1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注2）を行う。
----------------------	--	---	---

(注1) 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

(注2) 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

第 4 節 水防活動計画

市内各河川、ため池、海岸等に洪水又は高潮による被害が生じ、また生じるおそれがあるときは、被害を軽減するため、所要の措置をとるものとする。

1 実施担当班（課）

(1) 気象情報等及び被害状況等の取りまとめに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設置前	防災管財課 建設課	防災安全係 管理係	1 気象情報等の収集及び伝達に関する事 2 各班からの被害状況・対策状況報告の収 集・整理に関する事。 3 関係機関からの被害状況報告の収集・整理 に関する事。
災害対策本部 設置後	総務班	—	

(2) 消防団に係る実施担当班（署）

設置状況	班（本部）	係	担当内容
災害対策本部 設置前	消防本部	各消防署	消防団の活動に関する事。
災害対策本部 設置後	消防班	—	

(3) 被害状況調査等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設置前	各課	各係	所管する施設等に係る被害状況調査並びに応 急対策等に関する事。
災害対策本部 設置後	各班	—	

2 水防組織

(1) 県の組織

県は土木部河川管理課に新潟県水防本部、地域振興局に水防支部をそれぞれ設置する。

なお、新潟県水防本部は新潟県災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

(2) 市の組織

第 3 部第 1 章第 1 節「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

なお、水防本部は市災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

3 水防態勢

(1) 責任

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

(2) 配備

市は、洪水または高潮に関する通知を受けたとき、及び水防警報の通知、並びに気象情報の急変により洪水または高潮による被害が予想される時からその危険が去ったと認められるまでの間、水防態勢を配備する。

4 非常配備

(1) 市職員の非常配備

第 3 部第 1 章第 2 節「職員の配備・招集」を準用する。

なお、消防本部の非常配備については「佐渡市消防本部・署職員非常招集計画」による。

(2) 消防団員の非常配備

ア 配備命令

水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- (イ) 水防警報指定河川にあつては、水防警報が発令された場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合
- (エ) 「佐渡市消防団の災害出動計画」による。

イ 非常配備の種類と発令時期

種類	配備内容	発令時期
待機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	消防団の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	消防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令	河川の水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあり出動の必要を認めたとき。

(3) 巡視出動の連絡

各水防団管理者は次の各号の行動または作業をしたときは、直ちに地域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第 9 条、30 条）

- ア 堤防等を巡視して異常を発見した時
- イ 水防団（消防団を含む。）が出動した時
- ウ 水防上危険箇所等に水防作業を開始した時

(4) 解除

水防管理者は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを市民に知らせる。

5 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及び措置

堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理団体は直ちにこの状況を関係機関（地域振興局長、警察署長）及びその他必要な団体に通報する。

地域振興局長は水防管理団体から前記通報を受領した場合、水防本部及び必要と認める機関に通報する。（水防法第 25 条）

決壊後といえども水防管理者、消防団長及び消防本部の長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第 26 条）

(2) 避難立退き

ア 避難の指示

洪水または高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた職員または水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により、立退き、またはその準備を指示する。

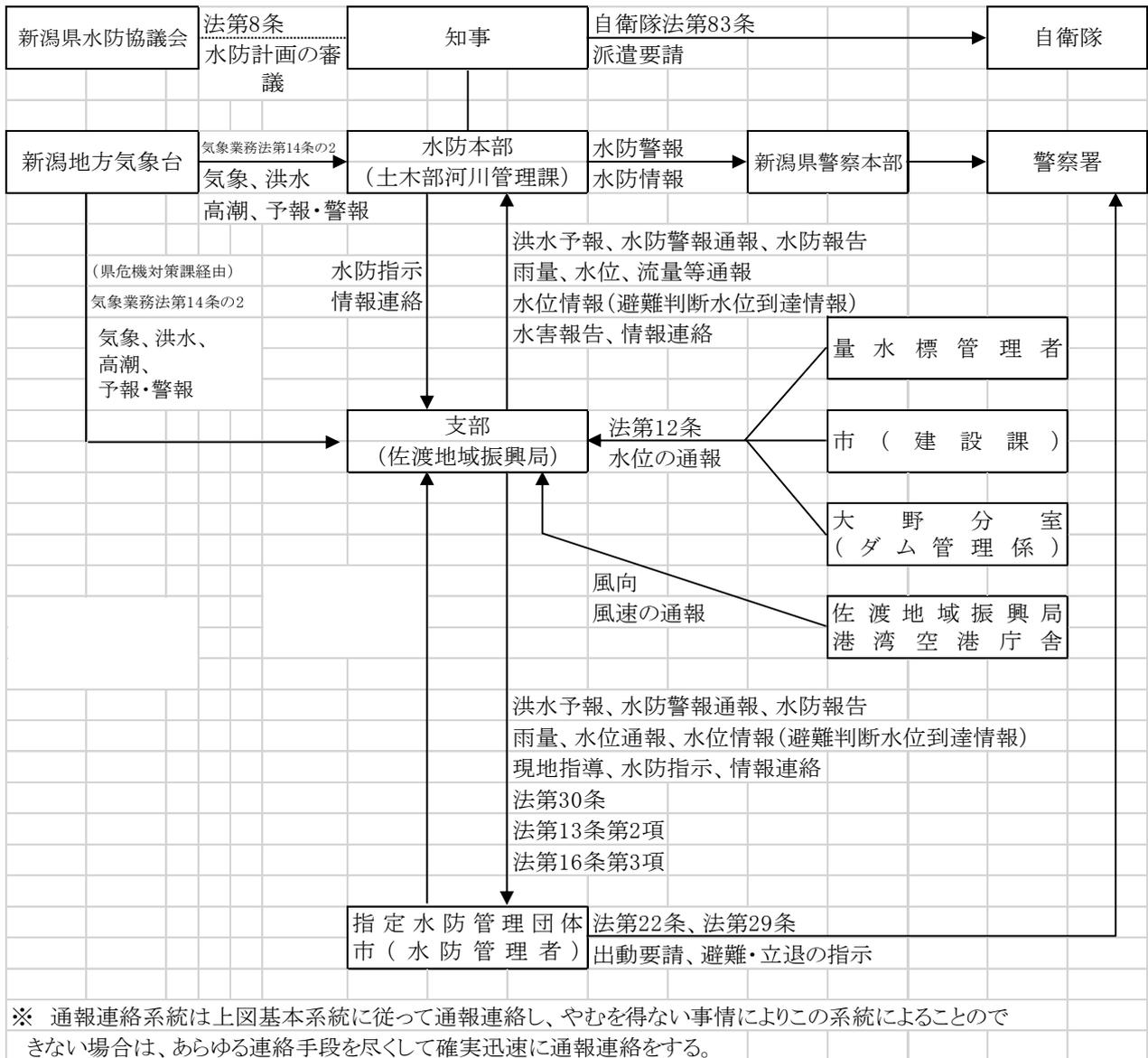
水防管理者が指示する場合には、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第 29 条）

イ 立退き

警察は、立退きまたはその準備を指示された区域の居住者の救出避難について、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等に必要な措置を講じておくものとする。

6 水防態勢時における水防関係機関相互の連絡系統



7 指定水防管理団体及び水防区

(1) 指定水防管理団体

水防法第4条の規定により指定された指定水防管理団体は以下のとおりである。

水防管理団体	所在地	摘要
佐渡市	佐渡市千種232	平成16年度

(2) 水防区及び水防詰所

水防区及び水防詰所は以下のとおりである。

なお、水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努めるものとする。

水防区	水防区詰所所在地	電 話	水防担当区域
支 部	佐渡市相川二町目浜町 20-1 佐渡地域振興局	74-3311	市一円
佐 渡 水 防 区 (支 所 等)	佐渡市役所 両津支所 相川支所 羽茂支所 佐和田行政サービスセンター 新穂行政サービスセンター 畑野行政サービスセンター 真野行政サービスセンター 小木行政サービスセンター 赤泊行政サービスセンター	63-3111 27-2111 74-3111 88-3111 57-2111 22-3111 66-3111 55-3111 86-3111 87-3111	市一円
水 防 区 計	1 市		

※ 水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努めるものとする。

8 重要水防箇所

(1) 河川関係

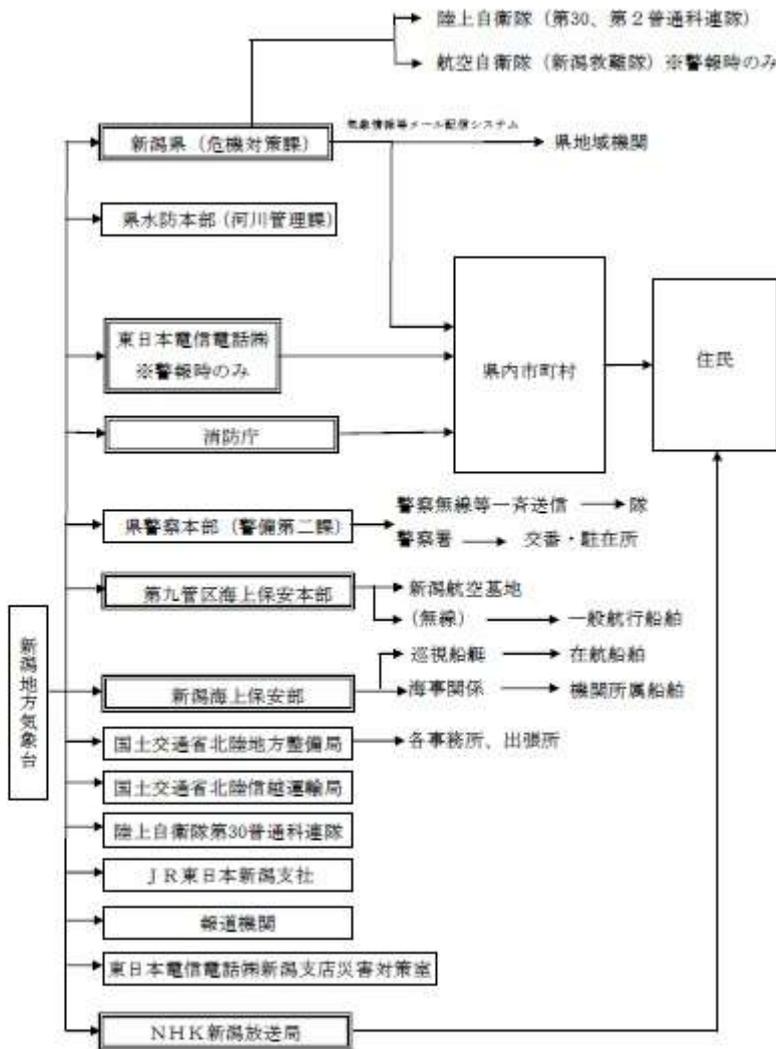
重点区間		水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		要注意区間		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
0	0	68	24,815	228	191,455	0	0	296	216,270

(2) 海岸関係

水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		やや危険な区間 C		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
9	3,102	37	13,838	26	9,239	72	26,179
					9,293		26,233

9 気象情報の伝達・把握

水防法第10条第1項の規定による気象状況の連絡系統



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第9条第1号の規定に基づく法定伝達先。

10 雨量、水位の観測施設

市内における観測施設は以下のとおりである。

- (1) 雨量観測所 (インターネット：気象庁、新潟県河川防災情報システム)

管理者	観測所名	位置	雨量計種類	インターネットからの閲覧	電話応答番号
気象庁	相川	相川三町目新浜	転倒マス型雨量計	○	
〃	弾崎	鷺崎	〃	○	
〃	秋津	秋津	〃	○	
〃	両津	両津湊	〃	○	
〃	羽茂	羽茂本郷	〃	○	
県	佐渡地域振興局	相川二町目浜町	転倒マス型雨量計	⊖	74-4669
〃	南片辺	北片辺	〃 転倒マス型雨量計	○	〃 74-4669

〃	ドンデン	椿	〃	○	〃
〃	鷺崎	鷺崎	〃	○	〃
〃	柿野浦	柿野浦	〃	○	〃
〃	滝平	羽茂滝平	〃	○	〃
〃	大野川ダム	新穂大野	転倒マス型雨雪量計	○	22-3746
〃	大野	新穂大野	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	久知川ダム	下久知	転倒マス型雨雪量計	○	〃
〃	生椿	新穂田野沢	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	新保川ダム	金井新保	転倒マス型雨量計	○	〃
市	両津消防署	両津湊	自動気象観測装置	×	
〃	中央消防署	八幡	転倒マス型雨量計	×	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	〃	×	
〃	赤泊行政SC	徳和	〃	×	

(2) 水位観測所

テレメーターによる水位観測

	観測所名			
	藤津橋中興	新穂	羽茂本郷	鍛冶町石田
位置	佐渡市泉中興	佐渡市新穂瓜生屋	佐渡市羽茂本郷	佐渡市鍛冶町石田
河川名	藤津川	国府川	羽茂川	石田川
自記・普通の別	普通	普通	自記	自記
水防団待機水位			11.24m	
はん濫注意水位			12.09m	
はん濫危険水位		26.5m	13.21m	6.28m
0点高	5.316m 5.200m	23.037m 26.300m	10.240m 11.200m	-0.011m 7.700m

テレメーターによる水位観測

項目	観測所名				
	八幡	一宮橋	白原	皆川	久知河内
位置	佐渡市八幡	佐渡市宮川	佐渡市新穂大野	佐渡市畑野 新穂皆川	佐渡市久知河内
河川名	国府川	小倉川	大野川	大野川	久知川

水防団待機水位	2.50m	18.80m			
はん濫注意水位	2.70m	19.65m	102.90m	3.90m	35.55m
避難判断水位	3.21m				
はん濫危険水位	4.014m 4.01m	20.60m			
0点高	-1.240m	17.400m	99.000m	0.500m	34.20
テレメーター画面表示	有	有	有	有	有
電話応答番号	74-4669	74-4669	22-3746	22-3746	22-3746
備考	指定水位観測所		(大野分室)	(大野分室)	(大野分室)

(3) 風向・風速の観測所

ア 指定観測所

観測所名	観測所管理者	位置	電話番号	FAX番号	備考
両津	佐渡地域振興局 港湾空港庁舎	両津夷 384-1	27-3311	27-3321	

イ その他観測所

管理者	観測所名	位置	テレメーター画面表示	電話応答番号	備考
気象庁	相川	相川三町目新浜	無	無	インターネットからの閲覧可能
〃	弾崎	鷺崎	無	無	〃
〃	秋津	秋津	無	無	〃
〃	両津	両津湊	無	無	〃
〃	羽茂	羽茂本郷	無	無	〃
県	南片辺	北片辺	有	無	
〃	ドンデン	椿	有	無	
〃	鷺崎	鷺崎	有	無	
〃	柿野浦	柿野浦	有	無	
市	両津消防署	両津湊	有	無	

〃	中央消防署	八幡	無	無	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	無	無	

11 水防警報計画

(1) 水防法第 16 条の規定による、新潟県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発表者
国府川	左岸 佐渡市新穂長畝(島) 右岸 佐渡市大和 } 地持院川合流点から海まで	佐渡地域 振興局長

(2) 水防警報の対象とする水位観測所（新潟県知事所管）

(単位：m)

河川名	観測所名	所在地	堤防高	0点高	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘要
国府川	八幡	佐渡市八幡	5.214 5.400	-1.24	2.50	2.70	3.21	4.014	テレメー ター電話 応答 74- 4669

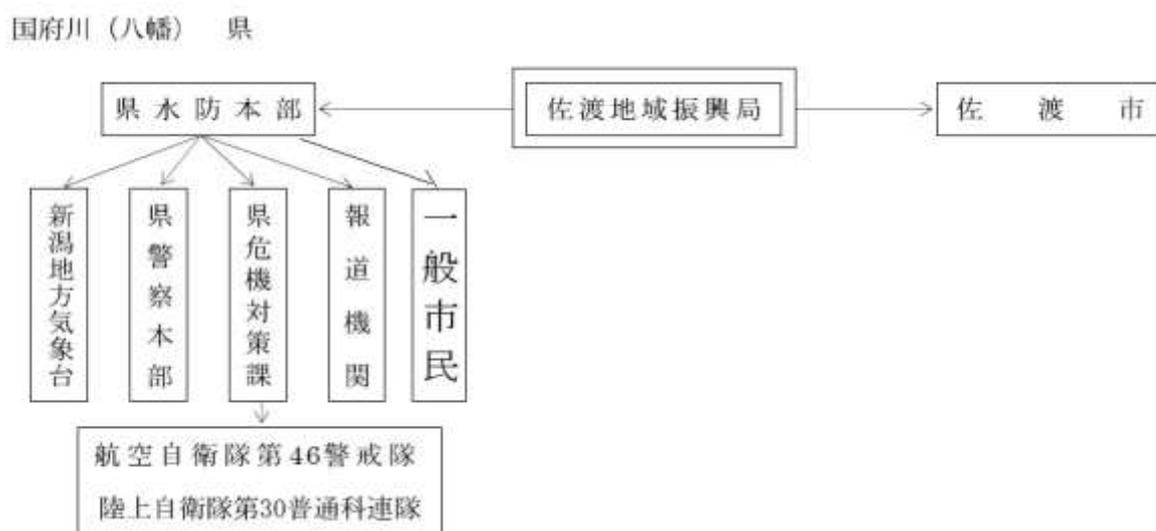
(3) 水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と内容		水防警報範囲（発令基準）
第1段階 「準備」	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備及び水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
第2段階 「出動」	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位、流量、その他の河川状況により、水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあり、またははん濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水が予想されるとき
第3段階 「状況」	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	適宜河川状況により、必要と認められるとき
第4段階 「解除」	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。ただし、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

- (4) 水防警報を發表しない場合の措置
洪水の概要を示し、次の 12 (1) に示す関係者に通知する。

12 水防警報の伝達系統

- (1) 水防警報の伝達系統は以下のとおりとする。



- (2) 伝達方法
気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。
- (3) 伝達内容
気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。

13 水防法第 13 条第 2 項の規定により、新潟県知事が水位情報の通知を行う河川

(水位情報周知河川)

河川名	観測所名	位置	避難判断水位	通知者
国府川	八幡	佐渡市八幡	3.21m	佐渡地域振興局長

14 水位情報の通知

水位情報周知河川の河川水位が避難判断水位に達した時の通知に係る伝達は、水防警報の伝達系統と同様とする。

15 水防用備蓄資材

市が保有する水防資材は、各水防倉庫において保管する。